

スイス入国時に検疫措置（自己隔離）が必要となる対象国及び地域並びに措置内容等の改訂（５回目）について（スイス連邦内務省保健庁発表）

#### 【ポイント】

● 9月11日、スイス連邦内務省保健庁は、新型コロナウイルス感染症対策として、7月6日から実施している特定の国及び地域からスイスへ入国する者に対する検疫措置（10日間の自己隔離）について、対象となる国及び地域のリスト並びに検疫措置の内容等を改訂（５回目）

#### 【本文】

9月11日、スイス連邦内務省保健庁は、新型コロナウイルス感染症対策として、7月6日から実施している特定の国及び地域からスイスへ入国する者に対する検疫措置（10日間の自己隔離）について、対象となる国及び地域のリスト並びに検疫措置の内容等を改訂（５回目）しました。

#### 1 適用日時（改訂）

2020年9月14日（月）午前0時から

#### 2 対象者（改訂）

スイスへ入国する過去10日間（※従来は14日間）以内に感染リスクが増大している国及び地域（以下5を参照）に24時間以上滞在した者（トランジットのため24時間未満の滞在にとどまる者は対象外）

なお、国境を越えて通勤する者等は、検疫措置の要請対象から除外されています。また、以下に該当する者も新たに検疫義務の対象外となります。

（1）感染防止措置が講じられた国外イベント等の場合

- ・ 文化的イベントへの参加から帰国したクリエイティブアーティスト
- ・ 競技会の参加から帰国したアスリート
- ・ 専門的会議の参加から帰国した者

（2）専門的又は医学的理由で渡航しなければならず、延期できない場合

5日間を超えて国外に留まることはできず、また、感染防止措置を講じる必要があります。

#### 3 実施内容（改訂）

スイス入国後直ちに自宅又は宿泊施設に移動し、最大10日間の自己隔離を実施する。

#### 4 報告義務

検疫措置（自己隔離）の義務を負う者は、スイス入国から2日以内に所管の州当局に入国した旨を報告し、当局の指示に従わなければならない。

#### 5 （スイスが指定する）感染リスクの高い国、地域等（改訂）

基準値は、当該国、地域等において過去14日間における人口10万人当たりの新規感染

者数が「60」以上。

ただし、スイスと国境を接し、経済的、社会的及び文化的な繋がりが強い地域は、基準値を超えた場合でも当該リストから除外される場合があります。

具体的な国、地域等は次のとおりです。

(1) 国及び地域

- ・ アルバニア
- ・ アンドラ
- ・ アルゼンチン
- ・ アルメニア
- ・ アルバ
- ・ バハマ
- ・ バーレーン
- ・ ベリーズ
- ・ パレスチナ
- ・ ボリビア
- ・ ボスニア・ヘルツェゴビナ
- ・ ブラジル
- ・ 英領ヴァージン諸島（追加）
- ・ カーボベルデ
- ・ チリ
- ・ コスタリカ
- ・ ドミニカ共和国
- ・ ジブラルタル
- ・ ガイアナ
- ・ ホンジュラス
- ・ インド
- ・ イラク
- ・ イスラエル
- ・ カタール
- ・ コロンビア
- ・ コソボ
- ・ クロアチア
- ・ クウェート
- ・ レバノン
- ・ リビア
- ・ モルディブ
- ・ マルタ
- ・ モルドバ
- ・ モナコ
- ・ モンテネグロ

- ・ナミビア
  - ・北マケドニア
  - ・パナマ
  - ・パラグアイ
  - ・ペルー
  - ・ルーマニア
  - ・サンマリノ
  - ・シント・マールテン（セント・マーチン島南部、蘭領）
  - ・スペイン（注）
  - ・スリナム
  - ・トリニダード・トバゴ
  - ・チェコ（追加）
  - ・タークス・カイコス諸島
  - ・ウクライナ
  - ・アラブ首長国連邦
  - ・米国（プエルトリコ、米領ヴァージン諸島及びグアムを含む）
- （注）スペインは、これまで除かれていたカナリア諸島が含まれることとなり、スペイン全土が対象となります。

（２）スイス近隣国地域等（追加）

【フランス】

（地域圏）

- ・サントル＝ヴァル・ド＝ロワール
- ・コルス（コルシカ島全域）
- ・オー＝ド＝フランス
- ・イル＝ド＝フランス
- ・ノルマンディー
- ・ヌーヴェル＝アキテーヌ
- ・オクシタニー
- ・ペイ＝ド＝ラ＝ロワール
- ・プロヴァンス＝アルプ＝コート＝ダジュール

（海外領土）

- ・仏領ギアナ
- ・グアドループ
- ・仏領ポリネシア（継続）
- ・レユニオン
- ・マルティニーク
- ・マイヨット
- ・サン＝バルテルミー島
- ・サン＝マルタン島（セント・マーチン島北部、仏領）

## 【オーストリア】

- ・ウィーン州

※ドイツ語でのリスト順に記載

## 6 今回の改訂でリストから除外された国

- ・エクアドル
- ・フェロー諸島
- ・グアテマラ
- ・南アフリカ

## 7 注意事項

陰性証明を有していても、本件検疫措置（自己隔離）の義務は免除されないとのことです。また、検疫措置（自己隔離）の義務を遵守しない者に対しては、重大な違反の場合は最高1万フラン、過失の場合は最高5千フランの罰金を各州が科す場合がありますのでご注意ください。

## ○スイス連邦内務省保健庁発表

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/empfehlungen-fuer-reisende/quarantaene-einreisende.html>

（リンクはドイツ語、他にフランス語、イタリア語及び英語有）

## ○スイス連邦政府プレスリリース

「国境地域を検疫対象から除外」

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-80387.html>

（リンクはドイツ語、他にフランス語、イタリア語及び英語有）

## ○ 参考

（1）4回目改訂のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100090469.pdf>

（2）3回目改訂のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100085152.pdf>

（3）2回目改訂のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100081050.pdf>

（4）1回目改訂のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100076347.pdf>

（5）当初のリスト

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100070829.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : [consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : [consulate@br.mofa.go.jp](mailto:consulate@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイス又はリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>